

# 日本政策金融公庫 中小企業事業の 東日本大震災復興特別貸付

	ご利用いただけるかた	ご利用いただける資金	融資限度額	融資利率 <sup>(注6)</sup>	融資期間 (うち返済期間)
A	東日本大震災により直接の被害を受けたかた (Bに掲げるかたを除く)	災害復旧及び災害に伴う社会的要因等により必要な次に掲げる設備資金及び運転資金	既往貸付残高にかかわらず 直接貸付 別枠3億円	基準利率 ただし、被害証明書を市町村長等から受けたかたは、 ・1億円を限度として、融資後3年目までは基準利率-1.4%、4年目以降は基準利率-0.5% ・3億円を限度として、基準利率-0.5%	設備資金 20年以内 (5年以内)  運転資金 15年以内 (5年以内)
	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第2項または第20条第5項の規定により同法第15条第2項第1号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事務所を有するかた	〈設備資金〉 全壊、流失、半壊、床上浸水その他これに準ずる被害(Bに掲げる区域に事業所を有することによって生じる被害を含む)を受けた事業所又は主要な事業用資産を被災前の規模・能力程度に復旧するために必要な資金 〈運転資金〉 在庫品の損壊等の補てん、生産・営業設備等の補修費のほか、休業・操業短縮等によりやむを得ず要した固定経費、売上減少、売上債権の固定等災害に起因して長期的に必要な資金も含む	代理貸付 別枠7.5千万円	基準利率 ただし、被害証明書を市町村長等から受けたかたは、3千万円を限度として、基準利率-0.9%、4年目以降は基準利率  また、一定の要件に該当する場合は、所定の貸付利率(0.2%、0.3%または0.5%)が控除されます	設備資金 15年以内 (3年以内)  運転資金 15年以内 (3年以内)
C	AまたはBに掲げるかた(大企業を含む)の事業活動に依存し、間接的に被害を受けたかた	在庫品の損壊等の補てん、生産・営業設備等の補修費のほか、休業・操業短縮等によりやむを得ず要した固定経費、売上減少、売上債権の固定等災害に起因して長期的に必要な資金も含む	7億2千万円	基準利率(長期運転資金に限り、上限3%) ただし、一定の要件に該当する場合は、所定の貸付利率(0.2%、0.3%または0.5%)が控除されます ※信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。	設備資金 15年以内 (3年以内)  運転資金 15年以内 (3年以内)
D	東日本大震災に起因する社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来しているかたまたは来すおそれのあるかたで、中期的には業況の回復が見込まれるかた <sup>(注1)</sup>				設備資金 15年以内 (3年以内)  運転資金 8年以内 (3年以内)

(注1) 電力使用制限による影響や福島原発事故に伴う風評被害等は、ご利用いただけるかたのDの対象に含まれます。

(注2) 直接の被害を受けたかたの被害証明書の写し

(注3) 直接の被害を受けたかたとの取引依存度が100分の20以上であって、売上額等が相当程度減少しているまたは減少が見込まれる必要があります。

(注4) 災害利率の適用限度額については、日本政策金融公庫(他事業を含む)、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の4機関による貸付金額の合計で、ご利用いただけるかたのA・Bのかたは1億円以内、ご利用いただけるかたのCのかたは3千万円以内となります。

(注5) (イ)最近3か月の売上高、売上高総利益率または売上高営業利益率が前年同期に比し5%以上減少している場合、または最近1か月の売上高、売上高総利益率または売上高営業利益率が前年同期に比し20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高、売上高総利益率または売上高営業利益率が前年同期に比し20%以上減少することが見込まれる場合は、0.3%の控除

(ロ)雇用の維持または雇用の拡大を図る場合は、0.2%の控除

(ハ) (イ)及び(ロ)いずれの要件にも該当する場合は、0.5%の控除

(注6) 5年経過後ごと金利見直し制度を選択できます。

## その他

■保証人(経営責任者のかた)が必要です。

ただし、直接貸付において一定の要件を満たす場合には、経営責任者のかたの個人保証を免除又は猶予する制度もあります。

特例の内容	保証人免除特例		保証人猶予特例	
	利率	担保	利率	担保
利率	○保証人免除を受けた融資については、0.3%が上乗せされます。		○保証人猶予を受けた融資については、0.1%が上乗せされます。	
担保	○お借入れにあたり、一定の純資産額の維持等の特約を遵守することを条件に、経営責任者のかたの個人保証が免除されます。		○お借入れにあたり、定期的な経営状況の報告等一定の特約を遵守することを条件に、経営責任者のかたの個人保証が猶予されます。	

## 融資のお申し込み

- 直接貸付  
日本公庫中小企業事業の窓口にお申し込みください。
- 代理貸付  
公庫の代理店の窓口にお申し込みください。

株式会社日本政策金融公庫  
中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-3

ホームページ

<http://www.jfc.go.jp/c/>

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または相談センターにお問い合わせください。

お問合せ窓口

福島市栄町6番6号

日本政策金融公庫福島支店

024-522-9241

相談センター

フリーダイヤル

(行こうよ!公庫)

0120-154-505